

地造成工事許可申請の手引き〔令和7年3月 改訂版〕新旧対応表

頁	手引き（R7.1.6 改訂）	手引き（R7.3.26 改訂）	改訂理由
2-1 ～ 2-3	盛土規制法の申請窓口はすべて建設局防災課	盛土規正法の申請窓口を下記の通り変更する。 - 盛土規制法の申請を行う土地の面積（申請面積）が 500 m²を超える場合は建設局防災課 - 盛土規制法の申請を行う土地の面積（申請面積）が 500 m²以下の場合は建設事務所	申請窓口の変更 （令和5年度までの窓口運用 に戻ります）

宅地造成工事許可申請の手引き〔令和7年1月 改訂版〕新旧対応表

※代表的な修正箇所のみ記載し、軽微な修正は省略する。

頁	手引き (R6.2.22 改訂)	手引き (R7.1.6 改訂)	改訂理由
1-5	1. 4 許可を要しない工事 (4) 以下に掲げる、災害の発生のおそれがないと認められる工事 「高さ2 m以下かつ面積5 0 0 m²超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが3 0 c mを超えないものを行う工事」	1. 4 許可を要しない工事 標高差 30cm 以下となる盛土等の範囲について、神戸市の運用ルールを注1として掲載。 「申請する区域において、盛土・切土全体で「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差」が 3 0 c m を超える部分と超えない部分がある場合、全体の面積が規制対象規模（5 0 0 m²）を超える場合に、3 0 c mを超えない部分を含めた全体での許可が必要となる」	追記
1-5	1. 4 許可を要しない工事 注2) なお、その土地から離れた土地で堆積を行う場合、本体工事の管理と併せて一体的に管理することが分かる何らかの書類を提出する必要があります	1. 4 許可を要しない工事 何らかの書類について例を記載 注2) なお、その土地から離れた土地で堆積を行う場合、本体工事の管理と併せて一体的に管理することが分かる何らかの書類（例：施工計画書 等）を提出する必要があります	追記
1-9		宅地造成等の許可を得て造成する場合に固定資産税が増額される場合があります。詳しくは行財政局税務部固定資産税第1課・第2課までお問い合わせください。 (TEL:078-647-9400)	追加
2-4	許可通知書の受領時に、位置図及び造成計画平面図を各2部提出してください。		削除
2-15		⑥に「図2－3 必ず諮問する地区図」に示す灘区赤松町、寺口町、六甲台町及び一王山町の各一部で、宅地造成工事や開発行為を行う場合」を追加	追加 (誤って削除したため復活)

3-3	① 工事主、設計者又は工事施行者の変更（代表者、住所等の変更も含む） 設計者を変更する場合において、当該許可工事が設計者の資格を要するものである場合は、変更後の設計者の資格に関する書類を添付してください。	①工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ※ただし設計者については、当初及び変更後も資格を必要としない場合は、設計者自身の 変更も軽微な変更と扱います。	修正
4-1		申請書の提出部数の変更 いずれの資料もすべて、正 1 部、副 1 部に変更 (届け出は 1 部のみ)	修正
7-3		(1) 切土のり面の高さ及び形状 5) 傾斜度が 30 度以上である土地の区域であって、高さが 5.0m 以上の切土法面が生じる場合は、兵庫県で土砂災害警戒区域（イエローゾーン）または、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を受ける可能性があるため、事前に建設局防災課に相談ください。	追加
7-8		7. 4 法面保護 1. のり面保護の基本方針 法面保護の措置を必要としない場合について追記。	追加
9-24	表 9-23 擁壁高と隅角部の補強範囲について、 擁壁高 $0.5\text{m} \leq H \leq 3.0\text{m}$	表 9-23 擁壁高と隅角部の補強範囲について、 擁壁高 $1.0\text{m} < H \leq 3.0\text{m}$	修正
10-2		安定処理材の最低添加量の記載	追加
12-1	降雨強度、流出係数 ・降雨強度 $R=400/(\sqrt{t}+0.4)$ ・流出係数 ア) 南六甲市街 0. 8 5 イ) 神戸市西部・内陸部 0. 7	排水計算の降雨強度および流出係数の修正 ・降雨強度 $R=388/(\sqrt{t}-0.1) \times 1.1$ ・流出係数 ア) 南六甲市街 0. 8 0 イ) 神戸市西部・内陸部 0. 6 5	修正
標準擁壁	標準図の透水層および透水マットの下がりを修正	標準図の透水層および透水マットの下がり高さを 300 mm に修正	修正